第四条の前の見出し中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に改め、同条第一項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に改め、同項の表平成十六年改正法第七条の規定による改正前の厚生年金保険法の項第四欄中

| |
|---|
| 平成二十五年四月から平成二十六年三月まで |

を

| |
|---|
| 平成二十五年四月から平成二十六年三月まで |
| 平成二十六年四月から平成二十七年三月まで |

| | |
|---|---|
| 一・〇〇一 | |
| 〇・九九六 | |

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項第四欄中「七十七万八千五百円」を「七十七万二千八百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項第四欄中「〇・九六八」を「〇・九六一」に、「〇・九七七」を「〇・九七〇」に、「〇・九七三」を「〇・九六六」に、「〇・九八三」を「〇・九七六」に、「〇・九八〇」を「〇・九七三」に、「〇・九八三」を「〇・九七六」に改め、同条第二項中「〇・九六八」を「〇・九六一」に、「〇・九七三」を「〇・九六六」に、「〇・九七六」を「〇・九六九」に、「〇・九八三」を「〇・九七六」に改め、同条第三項の表第四欄中「〇・九六八」を「〇・九六一」に改め、同条第四項の表第四欄中「七十七万八千五百円」を「七十七万二千八百円」に、「〇・九六八」を「〇・九六一」に改める。

第五条第一項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に、「〇・九六八」を「〇・九六一」に、「〇・九七七」を「〇・九七〇」に、「〇・九八〇」を「〇・九七三」に、「〇・九八三」を「〇・九七六」に、「〇・九八七」を「〇・九八〇」に、「〇・九九〇」を「〇・九八三」に改め、同条第二項の表昭和六十年改正法附則第七十八条の二の項下欄中「〇・九六八」を「〇・九六一」に、「〇・九七七」を「〇・九七〇」に、「〇・九八〇」を「〇・九七三」に、「〇・九八三」を「〇・九七六」に、「〇・九八七」を「〇・九八〇」に、「〇・九九〇」を「〇・九八三」に改め、同表昭和六十年改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧沖縄特別措置政令（国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十三号。以下「政令第五十三号」という。）第五条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令をいう。以下同じ。）第五十二条第一項第二号の項下欄及び同条第四項中「〇・九六八」を「〇・九六一」に改める。

第六条第一項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に改め、同項の表下欄及び同条第三項中「〇・九六八」を「〇・九六一」に改める。

第七条第一項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に改め、同項の表下欄中「〇・九六八」を「〇・九六一」に、「三十六万五千九十一円」を「三十六万二千四百五十一円」に、「七十七万八千五百円」を「七十七万二千八百円」に、「二十二万四千円」を「二十二万二千四百円」に、「四十四万八千円」を「四十四万四千八百円」に、「七万四千六百円」を「七万四千百円」に、「十八万二千五百四十五円」を「十八万千二百二十五円」に、「十四万九千三百円」を「十四万八千二百円」に、「二十六万千三百円」を「二十五万九千四百円」に、「二二四、〇〇〇円」を「二二二、四〇〇円」に、「四四八、〇〇〇円」を「四四四、八〇〇円」に、「五二二、六〇〇円」を「五一八、八〇〇円」に、「七四、六〇〇円」を「七四、一〇〇円」に改める。

第十一条第二項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「〇・九九〇」を「〇・九九三」に改める。

第十二条の前の見出し中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に改め、同条第一項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に改め、同項の表廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五条第一項第二号及び第二十六条第二号の項下欄中「七十七万八千五百円」を「七十七万二千八百円」に改め、同条第二項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に改め、同項の表第四欄中「〇・九七七」を「〇・九七〇」に、「〇・九八〇」を「〇・九七三」に、「〇・九八三」を「〇・九七六」に改め、同条第三項及び第四項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に改め、同項の表下欄中「〇・九七七」を「〇・九七〇」に、「〇・九六八」を「〇・九六一」に改める。

第十三条第一項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に改め、同項の表第四欄中「〇・九六八」を「〇・九六一」に、「九十五万四千四百円」を「九十四万七千五百円」に改め、同条第二項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に、「〇・九六八」を「〇・九六一」に改め、同条第三項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に改め、同項の表第十五条第六項の項下欄中「〇・九六八」を「〇・九六一」に改める。

第二十条の見出し及び同条第一項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に改め、同条第二項の表下欄中「〇・九六八」を「〇・九六一」に、「一・二四二九七五」を「一・二三四六七六八」に、「一・二三七六九五」を「一・二二九四三五」に、「一・二一三〇五五」を「一・二〇四九七三」に、「一・二〇二四九五」を「一・一九四四八九」に、「七十二万六百円」を「七十一万五千八百円」に、「三万六千三十円」を「三万五千七百九十円」に、「〇・九九八一六五」を「〇・九九一五二」に改める。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正）

**第九条**　国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条中「平成二十六年度」に、「〇・九八二」を「〇・九八五」に改める。

第二条の見出し中「平成二十五年度」を「平成二十六年度及び平成二十七年度」に改め、同条中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「〇・九五一」を「〇・九四七」に改め、同条に次の一項を加える。

2　平成二十七年度における国民年金法第八十七条第三項の保険料改定率は、〇・九五二とする。

第三条（見出しを含む。）中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条の表中「四五、一二〇円」を「四五、七五〇円」に、「九〇、二四〇円」を「九一、五〇〇円」に、「一三五、二五〇円」を「一三七、二五〇円」に、「一八〇、四八〇円」を「一八三、〇〇〇円」に、「二二五、六〇〇円」を「二二八、七五〇円」に、「二七〇、七二〇円」を「二七四、五〇〇円」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改める。

第六条の見出し中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第一項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「〇・九八三」を「昭和十三年四月一日以後に生まれた者については〇・九八四」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 平成二十六年四月から平成二十七年三月まで | 〇・九三二 |

別表第一から別表第三までを次のように改める。

**別表第一**（第四条第一項関係）

一　昭和五年四月一日以前に生まれた者　被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

| | |
|---|---|
| 昭和三十三年三月以前 | 一三・七六五 |
| 昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで | 一三・四六九 |
| 昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで | 一三・二八二 |
| 昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで | 一〇・九八五 |